

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、悪質商法被害や食品表示の対策などに対する必要な財政措置を継続すること。
2. 地方消費者行政活性化事業について、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題の支援等を図るため、平成 25 年度以降も継続すること。
3. 消費者が生食用生鮮食品を安心して消費できるよう、生食用牛レバーについて、新たな殺菌方法の確立など、更なる食の安全に向けた対応策を講じること。
また、生食用鶏肉について、早急に明確な規格基準、表示基準等の策定を行うこと。